

公益財団法人 日本化学繊維研究所
研究助成に関する規程

第1章 通則

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款第4条第3号及び同第41条に掲げる研究に対する助成について、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 この研究助成は、原則として京都府、滋賀県及び奈良県下の大学の繊維化学分野の先端的研究を対象とする。

(助成研究の募集)

第3条 助成研究は、この法人のホームページ等により公募する。応募者は、この法人が規定する申請書を指定された期間内に提出しなければならない。ただし、この法人の役員等は、原則的に応募を辞退するものとする。

(助成の決定)

第4条 助成研究は、この規定の第2章に定める選考委員会で審議選定し、理事会の同意を経て理事長が決定をする。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、その交付を受ける者の所属する大学が指定する口座へ入金し、大学の領収書をもって受領が行われたものとする。

(実績の報告)

第6条 助成金の交付を受けた者は、指定された期間内に、指定された方法で、その実績について理事長に報告しなければならない。

(助成金の交付取消及び返還)

第7条 助成金の交付対象者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付の取消、またはすでに交付された助成金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動が中止になったとき
- (3) この規程に定める報告義務を怠ったとき

第2章 選考委員会及び選考委員

(選考委員会)

第8条 定款第42条の定めに基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の任務)

第9条 委員会は、助成金交付の対象となる研究及び候補者の審査選定を行う。

(選考委員)

第10条 委員会の選考委員（以下、「委員」という。）は、定款第43条の定めに基づき、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 委員の数は、3名以上5名以内とする。
- 3 委員のうちには、この法人の役員が委員の数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長)

第11条 委員会には、委員長1名を置く。委員長は、理事長が委員会の同意に基づき、これを委嘱する。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会の議長を務める。
- 3 委員長が委員会を招集するときは、各委員に対して前もって、議題、日時、場所その他必要事項を通知しなければならない。

(決議)

第12条 委員会は、委員の過半数をもって成立し、その過半数をもって決議する。

- 2 委員長は、委員会の招集を行わずに、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。この場合、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(選考基準)

第13条 助成の対象及び候補者の選考は、定款第3条（目的）及び第41条（助成事業の対象）に合致するものでなければならない。すなわち、原則として京都府、滋賀県及び奈良県下の大学の繊維化学分野の先端的研究を対象とし、当該分野の学術、科学技術及び教育の振興に寄与しうることを選考の基準とする。

(委員の義務等)

第14条 選考は、公明正大に行われなければならない。

- (1) 委員は、審査対象となる研究の上で、当該候補者と直接的な利害関係にある

など、公明正大な選考を損ない得る客観情勢にある場合には、その審査を辞退しなければならない。

(2) 委員は、選考の過程及び内容並びに選考の過程で知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。

(謝金及び費用)

第15条 委員には、選考の職務に対する対価として、理事会で別に定める「謝金規定」に記載の金額を限度とする謝金及び職務の遂行に要した実費を支払うことができる。

(報告)

第16条 委員長は、選考の経過及び結果を、理事長が要請する一定の期間内に、文書をもって理事長に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して選考理由等を説明しなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。